

幌延町まちづくり 補助事業について



幌延町ふるさと創生資金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。今回4月から補助対象事業に「産業・経済振興事業」が設けられ、限度額が1,000万円まで増額されました。

補助事業者 幌延町
補助対象者 町内の団体及び個人等
補助対象事業

① 地域活動事業	本町の産業、経済、歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る活動
② 生活環境整備事業	うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業
③ 人材養成事業	地域の活性化及び国際・地域交流等の推進を図るための派遣研修等によるリーダー養成又は海外からのリーダー招へい事業、交流事業
④ イベント等創造事業	本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業
⑤ 町内会館整備事業	地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業
⑥ 産業経済振興事業	地域の特性や資源を踏まえ本町の産業及び経済の活性化に貢献しうる自主的かつ意欲的な取り組みで、新規性又は先駆性を有する事業で、次のような事業を想定しています。

【例】新製品・新技術開発、技術問題解決、事業化、施設拡充・設備導入、市場開拓・販路拡大、創業、経営革新・新分野進出などで調査・研究も含まれます。
 補助対象者 中小企業者（一定基準以下の会社及び個人、事業協同組合等）、財団法人及び社団法人、NPO法人

補助率 3分の2

補助限度額 500万円

- 国内研修事業 1人 10万円
- 派遣事業国内 1人 30万円・国外 1人 70万円
- 招へい事業国内 1人 50万円・国外 1人 100万円・その他 20万円
- 150万円 800万円 1,000万円

申込等 役場総務課企画振興グループまで（随時募集）

ほくでんからのお知らせ

ほくでん天塩営業所でお受けしておりました、お電話によるお申し出は平成18年3月1日から、弊社旭川支店での取り扱いに変更いたしました。なお、営業所にご来店いただきましたお客様へは従来同様のお取り扱いとなっておりますのでお知らせいたします。

電話番号は変更ありません。

- 電気に関するご相談、電気料金のお問合せ、停電・故障の場合は
☎01632-2-1067（旭川支店でお受けします）
- お引越し・アンペア変更・名義変更は
☎0120-12-6565
（従来どおり札幌契約センターでお受けします）

北海道電力株式会社天塩営業所
☎01632-2-1067

広報誌「ほっかいどう」

が生まれ変わります

これまでの冊子スタイルからタブロイド判に、発行回数は年2回から年6回（奇数月発行）に増える予定です。配布については、今後は新聞折込等により、みなさんのご自宅へお届けします。また、公共施設や郵便局、金融機関などにも備えることにしています。

新聞を取られていない方などで、郵送を希望される方には個別で送付いたしますので、ご連絡ください。

新広報誌「ほっかいどう」第1号は、5月1日発行予定です。どうぞ、ご愛読ください。

北海道知事政策部知事室広報広聴課
広報グループ ☎011-204-5110